

# アフリカ社会の多様性に寄り添う開発を目指して

## —西アフリカの障害をもつ人びとの風景—

亀井 伸孝

### ● 変わりゆくアフリカイメージ

かつて、アフリカといえば「野生の王国」「飢餓と貧困」「たえない紛争」「児童労働」と、低開発や貧困のイメージをモザイクのように寄せ集めた語りが多かった。一方、近年では、そのネガティブイメージを転換させようという意図からか、「資本主義最後のフロンティア」「人口が増大する若い大陸」「投資先として魅力ある市場」などと、経済成長の観点からの期待が寄せられる時代となった。

ネガティブからポジティブへ。排除から包摂へ。黙殺から関心の対象へ。この一〇年ほどで、アフリカのイメージは大いに変わってきたといえよう。アフリカを一方的な援助の対象と位置づけるよりも、協働し、対話し、ビジネスの

パートナーとしてフェアにとらえるまなざしも生まれつつあるようだ。

### ● 変わらないまなざし

このような変化のなかで、依然として変わらない点も見受けられる。

まず、アフリカの多様性を捨象し、均質なイメージでとらえがちである点である。次に、ポジティブにせよネガティブにせよ、経済の観点で紋切り型に語るが多く、人びとの生活や価値観が浮き彫りになりにくい。そして、アフリカ社会のなかに確かに存在しているマイノリティたちの姿がかき消されてしまいがちな点がある。

アフリカを一律に貶めていた時代から、成長市場として一律に持ち上げる時代へ。その変化について歓迎しないわけではないものの、

アフリカ地域研究者としてその多様性に地味につきあつてきた一学徒としては、心から歓迎できないものをも感じている。

今日の開発は、必ずしも経済指標では測りえない、人びとの自由の拡大と幸福追求という思想的背景ぬきに語ることができない（本特集二〜三ページ、武内執筆稿参照）。もとより多様性を帯びている社会の構成員のそれぞれにおいて、固有のニーズと幸福追求のありかたを検討する必要がある。「みながみな、同じ方法で自由かつ幸福になれる」と考えること自体、現在の開発の思想に適していない。

### ● 障害と貧困の因果関係

社会の多様性のなかでも、本稿ではとくに障害をもつ人びとに着目したい。先進諸国においても、優生思想の名において、しばしば

「存在しない方がよい人びと」とみなされ、あるいは教育や労働の場から排除され、各社会における貧困層におとめられてきた。

こうしたことは、途上国においても顕著である。障害が貧困と分かちがたく因果関係で結びついていることは、すでに指摘されている（参考文献①）。障害をもつ人たちのことを忘れ、社会の構成員がみなほぼ同じ身体をそなえているという発想をもち続けているかぎり、どのような開発の提言がなされても貧困問題は解決しえない（本特集一四〜一五ページ、森執筆稿参照）。

変わりゆくアフリカイメージのなかで、障害をもつ人びとの姿はどれほど可視化されているだろうか。政府高官から市井の労働者まで、いくつかの風景を点描したい。

### ● セネガル大統領顧問の車いすの女性と法整備の進展

「ボンジュール（こんにちは）。ようこそセネガルへ」

アジア経済研究所のプロジェクトの調査の一環として、筆者がセネガル共和国の首都ダカールを訪問していた時のことである。障害者当事者団体の事務所であいさつ



共和国大統領特別顧問（弱者の発展・保護担当）アイサトゥ・スイセ氏。作家であり、女性と子どものための人権活動家でもある（2014年11月、セネガル、ダカールのADA地域事務局にて筆者撮影）

する機会を得たのが、車いすの下肢障害の女性であった。名前を、アイサトゥ・スイセ氏という。彼女から受け取った名刺には、「共和国大統領特別顧問（弱者の発展・保護担当）」と記されていた。

彼女は作家であり、また人権活動家としても知られている。女性や子どもの権利のための団体を設立し、強制結婚や女子割礼、残虐な女性への刑罰、リプロダクティブ・ヘルスなどをめぐる国際的な運動に参画してきた。国連の子どもの権利に関する啓発活動にも作家として参画している。

二〇一二年に当選、就任したマツキー・サル大統領による指名により、同年から大統領特別顧問に

就任した。女性、子ども、障害者を含む、社会的弱者全般に関する助言を行う役割をもっている。

セネガルにおける障害者関係の法整備の歴史を概観してみよう。

二〇〇一年の国民投票によって成立した現在のセネガル共和国憲法には、結婚と家族に関する第一七条において、障害者に関する項目が含まれている。「第一七条 国および公共団体は、家族と、とりわけ障害者、高齢者の心身の健康に留意する社会的義務を有する。」

また、二〇〇八年に、「障害者の権利に関する条約」を批准している。

二〇一〇年には「障害者の権利促進・保障に関する社会福祉基本法」が成立し、やがてマツキー・サル大統領の署名をもって発効した。これにより省庁での障害者雇用が進展し、障害をもつ人たちが公務員として勤務するケースも増えた。

法整備の面でも雇用の面でも、明確に障害をもつ人びとの包摂が進められていることが、現地調査で明らかになってきた。アイサトゥ氏の大統領顧問への起用は、その象徴のようなできごとであった。

## ●コートジボワールでは下肢障害男性が大臣に

近隣のコートジボワール共和国では、下肢障害をもつ人物が大臣になったことがある。二〇一〇年、大統領選挙で敗北したローラン・バボ前大統領が下野しないで政権に居座り続け、国際的な非難を浴びていた頃のことだ。名前を、ラファエル・ドゴ・ジェレケ氏という。

下肢障害をもつドゴ氏は、コートジボワール障害者団体連盟の会長として、また、障害者インターナショナル（DPI）および西アフリカ一帯の障害者運動のキーパーソンとして、国際的に活躍する活動家であった。

二〇〇〇年に発足したバボ政権の与党イボワール人民戦線（FPI）は、かつて社会主義インターナショナル（SI）に属し、左翼陣営に連なる政治勢力として障害者当事者運動と緊密な関係をもっていた。障害者団体連盟のドゴ氏はバボ政権に対して、時として協調関係、時として対立関係にありながらも、一貫して強いコネクションをもち、政策に影響を与え続けた。

筆者は、アビジャンでドゴ氏と

二回会って話したことがある。一度目は、彼が指定するレストランで。自動小銃で武装した警護担当者とともに、杖をつきながらゆっくりと自動車から降りてきた。現政権に近い要人として一目置かれている様子とともに、その警戒ぶりから政敵の多さをうかがい知ることができた。二度目は、彼の自宅で食事をともにしながら。「コートジボワールは、西アフリカを先導する障害者運動を展開しなければならぬ。モデルとなるべきだ」と持論を熱く語り、研究者としての協力を要請された。

二〇一〇年の大統領選挙の結果、バボ氏とアラサン・ワタラ氏の両候補が勝利宣言を行い、同じアビ



コートジボワールのバボ内閣に入閣したラファエル・ドゴ・ジェレケ氏。バボ政権の崩壊とともに失脚し、政治犯として収監された（2010年2月、コートジボワール、アビジャンにて筆者撮影）



下肢障害女性（中央）が設立した洋裁研修センター。研修生たちはすべて非障害女性たちであった（2013年8月、セネガル、ピキンにて筆者撮影）

の事例を紹介しておきたい。

### ●コートジボワールの障害者公務員無試験採用制度

コートジボワールの政策として、障害をもつ人たちを無試験で国家公務員に採用する制度がある。

コートジボワールで国家公務員になるためには、通常は採用試験に合格することが必要である。ただし、障害をもつ人びとに対しては、この試験を免除して公務員として採用する枠が設けられた。

一九九七年に最初の採用予定者三二人が発表され、以後、ほぼ三年に一度くらいのペースで採用が行われた。二〇〇八年までに計五回の採用が発表され、その数は六三六人に上る。

多くの障害者当事者団体の幹部クラスが、このような機会を活用して公務員となり、安定した職と収入を得て、その立場を活用して障害者の権利擁護のための市民運動を活性化させた。いわば、公費が間接的に障害者運動を支援しているという図式がみて取れる。

障害者公務員無試験採用制度は、バボ政権発足以前にすでに導入されていたものの、バボ政権下で着実に進められた。この政策を、与

党勢力に近い障害者運動側として支えていたパートナーが、前述の入閣したドゴ氏であった。

この制度は、一面では、国家予算を財源とした利権を分配することによって、バボ政権が支持層の票を固めるといふ思惑もあったであろう。しかし、一面で、障害者団体の権利運動が活性化し、雇用されていない他の障害者の福祉の向上にも間接的に寄与するという副次的効果が生まれた。

理想通りには権利擁護と社会福祉の拡充が進まないなか、生々しい現実の政治のなかで、当事者たちがしたたかに政局を利用して生きる場を自ら獲得していく、そのようなダイナミックな姿をかいまみることができるとであろう。

### ●非障害者をつながらー下肢障害者の洋裁センター

市井の障害をもつ市民たちは、どのように生計を立てているのであろうか。

セネガルの首都ダカールの近郊都市ピキンに、下肢障害の女性が設立した洋裁研修センターがある。多くの若い仕立屋を育ててきたセンターである。二〇〇人の女性が登録し、洋裁の職業訓練を受けてい

た。この二〇人はすべて、障害をもたない女性たちであった。

センターの設立者である下肢障害女性には、かつて肢体障害をもつ研修生を受け入れたことがあると語っていた。また、障害をもたない研修生は研修料を納入する必要があるが、障害をもつ本人や、障害をもつ親の子どもたちは無償で研修生として受け入れている。

つまり、障害をもつ本人やその家族を優遇するという点では、このセンターは若干の支援活動としての性格をそなえているものの、職業訓練を通じた技能伝承という点では、障害の有無にとらわれない業務形態をとっていた。

### ●仲間の雇用を作り出すーろウ者の織物工場

それとは対照的な事例として、セネガルのダカール近郊のチャロイの工場の事例を見てみよう。

ろウ者たちが自ら運営する、チャロイろウ者織物工場は、一五人のろウ者たちによって設立された。自治体から事務所の場所の提供を受けるほか、社会福祉省の政策により設立されたチャロイ社会復帰保護センターからマシンなどの機材貸与、郵便局による事業資金提

ジャンでそれぞれが組閣するといふ異常事態に突入した。ドゴ氏はバボ陣営を支持し、同年に障害者担当国務大臣としてバボ内閣に入閣した。そして、二〇一一年のバボ氏拘束、ワタラ陣営の勝利とともにその地位を失い、政治犯として収監された。

このことは、選挙という成立根拠を欠いた正統でない政権における珍事として扱われ、忘れ去られていくのかもしれない。しかし、仮にも一国の内閣において、政争の混迷のなかでありながらも、障害当事者運動が勝ち取った成果として、彼のわずか四カ月の「在職」



ろう者たちが営む織物工場。不就学の成人ろう者たちに対し、雇用と識字の機会を提供している(2013年8月、セネガル、チャロイにて筆者撮影)

供、ドイツ大使館によるミシンやパソコンなどの設備供与などを得ながら運営されている。

ここでは、五八人のろう者が運営と作業に従事している。運営スタッフたち一〇人はろう学校に通った経験をもつ人たちであるが、作業員四二人のうちおよそ四分の三を不就学のろう者たちが占めている。ろう学校の授業料を負担できないなどの理由で、学校に通う経験をもたなかったろう者たちである。

この職場では、不就学ろう者に雇用の場を提供し、給与を支給するほか、成人ろう者に対する識字

教育の活動も行っている。

ろう者たちは、人材活用の側面でも、ろう者たちとの人脈を活かしながら事業運営していた。これは、肢体障害者たちが非障害者の人材を多く活用しているのとは対照的であった。手話という言語を共有する者どうしのつながりがろう者にとって重要であるということをも物語っている。

肢体・視覚・聴覚・知的などの種別を問わず、路上で物乞いをする人たちの姿をみかけることもある。しかし、それとて「アフリカの障害」の一部の光景に過ぎない。憶測では計り知れない広さと奥行きをもった世界が、そこにある。

### ●開発のすべての領域に障害をもつ人たちがいる

多様なアフリカの、多様な障害をもつ人びとの姿を、本稿で網羅的に描写することは困難であるが、いくつかの事例から読み取れるメッセージを抽出してみよう。

まず、障害をもつ人たちは少なからず存在していて、現地調査で頻繁に出会うことができる。

大臣から物乞いまで、社会階層はさまざまである。みな、ありあわせの資源を巧妙に利用しており、

無力で脆弱な人びとにはみえない。

政策の進展もみられるが、理想的に進むとは限らず、その不備をしたたかに補いながら権利を擁護し、生活を成り立たせている。

残念ながら、これまでの「アフリカ開発」といった大文字のストーリーガンのなかに、こうした実在力的で学ぶ価値のある人びとの姿が映り込むことはまれであった。

しかし、考えてみれば当然のことながら、貧困のみならず、教育、ジェンダー、保健衛生、食料、都市、エネルギー、難民、そのほか、およそ開発に関わるすべての領域に、障害をもつ人たちは必ず存在している。だれよりも本人たちが、自分たちのことを知ってほしい、そしてそのニーズへの理解に根ざした適切な開発をと望んでいる。

だれかを置き去りにし続ける開発ではなく、アフリカ社会の多様性にきめ細やかに寄り添いうる包括的な開発を目指して。アフリカ地域研究が提言できる視点は、いっそう重要となるに違いない。

「付記」本稿は、アジア経済研究所プロジェクト「障害者の貧困削減——開発途上国の障害者の生計——」(二〇〇七～〇九年、森壮

也主査)、「アフリカの障害者——障害と開発の視点から——」(二〇一三～一五年、同主査)の現地調査に基づきつつ、成果論文(参考文献②)およびアフリカ日本協議会に寄稿した小論(参考文献③)の一部を活用した。

(かめい のぶたか/愛知県立大学准教授)

### 《参考文献》

① 森壮也編『障害と開発——途上国の障害当事者と社会——』日本貿易振興機構アジア経済研究所、二〇〇八年。

② 亀井伸孝「セネガルにおける障害者の政策と生活——アフリカ障害者の一〇年」地域事務局と教育、運動、労働——(森壮也編『アフリカの「障害と開発」——SDGsに向けて——』日本貿易振興機構アジア経済研究所、二〇一六年)一九五—二三五ページ。

③ 「コートジボワールにおける障害者政策と障害当事者の大臣、そして失脚」『アフリカNOW』(九五号、アフリカ日本協議会、二〇一二年)一一—一五ページ。